

## 福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この運営要領は、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会要綱（平成20年9月9日施行。以下「委員会要綱」という。）第7条に基づき、福岡県県土整備部・建築都市部公共事業再評価検討委員会（以下「委員会」という。）の検討の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

### (委員会の運営)

第2条 委員会の運営は、次の事項に定める。

(1) 会議の開催

会議の開催は、知事の要請により委員長が召集する。

(2) 会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(3) 外部からの意見聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(4) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(5) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容を取りまとめた議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(6) 意見

委員長は、対応方針（事務局案）に対する検討の結果を取りまとめ、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見を述べることとする。

事務局は、意見が述べられた場合は、その内容を議事録に記録する。

### (検討対象事業)

第3条 委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について検討する。

### (会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。詳細に関しては、別に定める要領による。

(試行評価)

第5条 国の再評価システム検討委員会等により示された評価手法を用いて、事業再評価を行うことが適切でない事業（県単独事業）に関しては、別に定める試行運営要領によって委員会を開催する。また、試行評価を行う委員会については、前項に関わらず、会議を非公開とすることができる。

(その他)

第6条 その他委員会を運営する上で必要となる事項は、次の事項に定める。

(1) この運営要領に定めのない事項及びこの運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

(2) 委員は、委員会要綱第2条の事務に関して、自己又は親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

この場合、委員は議事に先立ってその旨事務局に申し出なければならない。

附 則

本運営要領は平成10年10月22日より施行する。

附 則

本運営要領は平成16年6月2日より施行する。

附 則

本運営要領は平成17年1月27日より施行する。

附 則

本運営要領は平成20年9月12日より施行する。